

泉中学校生徒心得

八代市立泉中学校 生徒指導部

中学校生徒である自覚と誇りを持って行動し、より楽しい、より美しい泉中学校を築くために、次のことを守りましょう。

やつしろスピリッツ 「あいさつ・ききかた・そろえかた」

- (1) 自分からすすんで挨拶をする 【あいさつは、人より先に！】  
笑顔で・元気な声で・お辞儀をして・立ち止まって
- (2) 話す人の顔を見てしっかり話を聴く 【顔を上げて、目と耳と心で、話を聴こう！】
- (3) 靴のかかとを靴箱の手前のへりにそろえる

I. 学校生活

- 1. 始業10分前までに登校する。
- 2. 欠席の時は必ず保護者に連絡をしてもらう。
- 3. 遅刻早退の時は必ず先生に申し出る。
- 4. 登校は制服とする。ただし、冬期は防寒着（ボックスコート・ウィンドブレーカー等）を着用してもよい。
- 5. 登校後は、無断で外出してはならない。外出の必要が生じた時は、担任に届けて許可を得る。
- 6. 始業の時間には席につき、静かに先生を待つ。
- 7. 教科書、ノート、その他の学習用具を忘れた場合は、授業の前に教科の先生に届ける。
- 8. あいさつや言葉づかいに気をつけて、他人に不快な感じを与えない。
- 9. 負傷したり、病気になったりした時は先生に申し出る。
- 10. 公共の器物（ガラス等）を破損した場合は、担任の先生に直ちに届け出る。（理由によっては弁償となる）
- 11. 雨天時は運動場に入らない。
- 12. 他の教室には入らない。
- 13. 特別教室等は許可を受けて利用する。
- 14. エアコン・扇風機は生徒だけでは使用しない。使うときは先生に許可を得る。  
(別途規定にそって使用する)
- 15. 下校時間を正しく守る。但し、部活動や特別の事情のある時は、事前に家庭に連絡する。スクールバス通学については別途に定める。

II. 服装・頭髪 制服（冬服・夏服）は気候等に応じ、各自移行する。（登下校時のみ防寒着の着用を許可）

- 1. 男子の服装
  - 夏（6月より） 上は白の半袖開襟シャツ 下は黒長ズボンのストレート・ノータック
  - 冬（10月より） 上下とも黒の学生服
- 2. 女子の服装
  - 夏（6月より） 夏の制服
  - 冬（10月より） 冬の制服
- 3. 男女共通
  - 名札を正しくつける。
  - 登校用の靴は白の運動靴とする。
  - 頭髪は中学生らしく清潔にする。前髪は眉につかないようにし、自然のままにして、加工しない。また、髪の一部だけを短くしたり、長くしたりしない。
  - 肩にかかる長さのときは、派手ではない色のゴムひもで結ぶ。安全かつ清潔を心がけ、学習活動に適応させる。また装飾的等の不要な使い方をしない。
  - 防寒具として、ボックスコートか部活動のウィンドブレーカーを着用してもよい。それ以外のものについては、華美にならない中学生らしいものとし、事前に許可を得る。

- 靴下は白色でワンポイントまで可とする(ラインは不可)。長さはくるぶしがかくれるものとする。  
女子は冬服への移行より黒のタイツの着用を認める。
- 体育時は、学校指定の体育服を着用する。
- 制服の下には華美なものは着用しない。冬服着用時は防寒のための、華美ではないものを制服の下に着用してもよい。
- 下着については、外から見て分からない程度の色や柄とし、夏服着用時は制服から出ないようにする。体操服は衛生上、下着として着用しない。
- 頭髪等の禁止事項…パーマ・整髪料・アイロン・着色・脱色・眉そり・眉ぬき
- バッグは華美でなく中学生らしいものを使用する。

### Ⅲ.所持品

1. 所持品には必ず氏名を書き、自分で管理する。
2. 所持品を紛失した場合は、必ず先生に届ける。
3. 学用品以外は、学校へ持ち込まない。(携帯電話・スマートホン・ゲーム機器・雑誌・お菓子・音楽プレイヤー等)
4. 必要で持参した貴重品は身体から離さない。それができない時は先生に預ける。
5. 必要以外の金銭は学校に持ってこない。(生徒間の金銭の貸借はしない。)

### Ⅳ.校外生活

1. 校外では、泉中学校の生徒としての自覚を持った行動をする。
2. 交通規則を守って、事故をおこさないようにする。
3. 自転車に乗る際も交通規則を守り、ヘルメットを着用し交通安全に努める。
4. 無断外出、外泊は絶対にしない。
5. 危険な場所への立入りはしない。
6. 外出の際は、中学生らしい服装を心がける。
7. 外出の際は、日没前に帰宅する。(但し保護者同伴の場合は、この限りではない。)
8. 夜間外出はしない。(但し保護者同伴の場合は、この限りではない。)
9. カラオケボックス・ゲームセンター(コーナー)・ボーリング場・バッティングセンター・インターネットカフェなどへの出入りを禁止する。(保護者同伴の場合は、この限りではない)
10. 映画や催し物などについては、保護者の責任のもとで参加する。
11. 事故や事件の被害を受けた場合には、直ちに近くの警察に届け、家庭や学校にも連絡する。
12. 他の学校の施設や公共の施設を利用する場合は許可を得る。
13. 携帯電話やスマートホン、インターネットの使用は、保護者と十分に話し合い、決まりを設ける。

※ 校外生活における八代郡市の小中学校による申し合わせ

- 1) 帰宅時刻 春(3~5月) 18:00  
夏(6~8月) 19:00 ※小学校は18:00  
秋(9~11月) 18:00 ※小学校11月は17:00  
冬(12~2月) 17:00

2) 夜間外出の禁止

3) カラオケボックス、ゲームセンター(コーナー)、ボーリング場、バッティングセンター、インターネットカフェ等への出入りの禁止

※以上については、保護者同伴は、法規・条例等を遵守する

4) 映画や催し物については、保護者の責任のもとで行く。

5) 自転車は正しく乗る。二人乗り、並進、無灯火乗車等はしない。ヘルメットを着用する。

改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。